

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行等について

平成13年12月26日  
家庭福祉課虐待防止対策室

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」とします。）の施行等に関し、全国の研究協議会の機会等に自治体から様々なご質問等をいただいております。その都度ご説明しておりますが、主要な事項についての現時点での厚生労働省の考えは以下のとおりでありますので、婦人保護事業関係者等の業務の参考としてください（市町村の関係者にも伝達願います）。

(1) 一時保護委託の対象者について

DV法第3条第3項により、配偶者からの暴力の被害者（「被害者」の範囲は、DV法第1条及び第3条第2項参照）については、一時保護を民間シェルター等に委託することができることとなりました。他方、売春防止法には一時保護の委託の規定はありません。配偶者からの暴力被害者以外の要保護女子について一時保護を委託した場合、法律外の措置ということになり、DV法第27条第1項第2号及び第28条第1項の対象外ということになります。

(2) 一時保護委託の期間及びサービスの内容について

一時保護は、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所や関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うものです。今回創設する一時保護委託の期間については、現在の婦人相談所の一時保護の状況も参考に、2週間を基本的な期間と考えていますが、特に婦人保護施設や母子生活支援施設に委託する場合は、前述の趣旨にも鑑み、可及的速やかに入所措置・入所利用に変更できるようにするべきと考えます。他方、被害者の状況に応じ、期間の延長についても、ある程度柔軟に対応することが必要と考えております。できるだけ早く詳細を整理の上お知らせしたいと思います。

一時保護委託においては、厚生労働大臣の定める基準（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）を満たす者に委託いただき、食事及び被服の提供や婦人相談所と連携しての処遇を行っていただくこととなりますが、委託費の内容については、11月29～30日の全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会の機会等に資料でお示ししたとおり、一般生活費（食費等）や被服費のほかに、被害者の世話をするための人件費などの事務費や被害者の旅費を含めて考えております。単価につきましては、平成14年度政府予算案の決定を受けて、加算等も整理した実行上の単価案の形でできるだけ早くお知らせしたいと思います。

なお、現在、民間シェルターに対する資金援助等を独自に行われている自治体におかれては、特に必要な場合にはこうした一時保護委託の対象者や一時保護委託費の内容等を斟酌して現在の援助内容の組み替え等も工夫いただくなど、被害者保護を今後とも推進するためのご配慮を宜しくお願い申し上げます。

### (3) 配偶者からの問い合わせ、被害者同伴児童への面会要求等について

DV法第23条は、職務関係者は被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとしており、職務関係者は被害者が配偶者から追跡されることのないよう配慮することが求められます。

妻子が家出をして行方不明となった男性が、行政に対し児童を保護した事実の有無を児童の親権者として問い合わせ、行政職員が当該事実の有無を開示しなかった事案について提起した国家賠償訴訟の控訴審判決が、12月11日に名古屋高等裁判所民事第1部でありました。第一審では原告が勝訴していましたが(平成13年6月29日名古屋地方裁判所民事第6部判決)、高裁判決では、「母子が、夫の暴力からの避難を求めて相談し、施設入所している場合には、その情報の開示を拒否することの選択については正当な理由があるといえる。また、母子を保護している場合に回答を拒否し、保護していない場合にその旨回答することは、回答拒否の場合は保護していると推測されることが明らかであり、結局上記のような場合には一切の回答を拒否するとの選択に十分合理性があるといえよう。」と述べて、原判決を取り消し、男性の請求を棄却しております(なお、上告については情報収集中)。

他方、加害者である配偶者が被害者の同伴児童への面会や引き取りを親権者として具体的に要求してきた場合においては、児童が被害者と一緒に行動している場合等でなければ配偶者の児童への接近は保護命令(接近禁止命令)では禁止されないなど、DV法だけでは対応できない状況もあります。

配偶者が児童に対しても暴力をふるう場合などは、児童福祉法による一時保護や同法第28条の施設入所措置による対応を速やかに検討すべきであり、日頃より婦人相談所と児童相談所との連携を図っていただきたいと思えます。なお、児童福祉法による児童の一時保護や児童養護施設等への入所措置においては、保護者に不服申立権があり、一時保護等の事実を告知することとなりますが、一定の場合には施設所在地を告知事項から省略するという取扱いも児童相談所においてはとられているところです(厚生省「子ども虐待対応の手引き」第4章の5参照)。

### (4) 保護命令手続にかかわる職員について

平成13年9月28日付の都道府県婦人保護主管課長宛事務連絡において、「「婦人相談所の職員」とは、「婦人相談所の業務の一環として、被害者からの相談等を受けることを職務とする者」をいうものと解され、常勤・非常勤の別、勤務地が婦人相談所かそれ以外の場所かは問わないと解される」旨お示ししたところです。最近、「市の婦人相談員に対して県の婦人相談員としても知事が委嘱し、県の婦人相談所の業務を行う(勤務場所は市の福祉事務所)」との内容を検討されている自治体から照会をいただき、関係府省とも協議の上、保護命令手続における「配偶者暴力相談支援センターの職員に該当する」と解して問題ない旨回答致しました(この場合、DV法第14条第2項及び第3項の「配偶者暴力相談支援センターの長」は県の婦人相談所長となります)。

類似の検討をされている自治体がありましたら、当室宛にご相談ください。